

平成29年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年3月6日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成29年3月6日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 総務課長   | 大畠英司君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |
| 民生課長   | 高橋蔦江君 |

|            |             |
|------------|-------------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 環境防災課長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君   |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 政 愛 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会広報調査特別委員会報告
- (5) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (6) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (7) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 日程第1 | 「会議録署名議員の指名」               |
| 日程第2 | 「会期の決定」                    |
| 日程第3 | 議案第2号 「平成28年度坂町一般会計補正予算（第6 |

|       |         |                                         |
|-------|---------|-----------------------------------------|
|       |         | 号) 」                                    |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 「平成 2 8 年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 」  |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 「平成 2 8 年度坂町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) 」     |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 「平成 2 8 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) 」    |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 「平成 2 8 年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 」   |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 「長橋架設 (下部工) 工事請負契約の変更について」              |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 「財産の取得について」                             |
| 日程第10 |         | 「平成 2 9 年度町長施政方針」                       |
| 日程第11 |         | 「平成 2 9 年度教育行政方針」                       |
| 日程第12 |         | 「一般質問」                                  |
| 日程第13 | 議案第 9 号 | 「広島市と安芸郡坂町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更の協議について」 |
| 日程第14 | 議案第10号  | 「坂町有住宅設置及び管理条例の制定について」                  |
| 日程第15 | 議案第11号  | 「坂町循環バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」          |
| 日程第16 | 議案第12号  | 「坂町特定個人情報保護条例の一部改正について」                 |
| 日程第17 | 議案第13号  | 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」            |
| 日程第18 | 議案第14号  | 「坂町税条例等の一部改正について」                       |
| 日程第19 | 議案第15号  | 「坂町介護保険条例の一部改正について」                     |
| 日程第20 | 議案第16号  | 「坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」           |
| 日程第21 | 議案第17号  | 「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」         |

|       |        |                          |
|-------|--------|--------------------------|
| 日程第22 | 議案第18号 | 「平成29年度坂町一般会計予算」         |
| 日程第23 | 議案第19号 | 「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」 |
| 日程第24 | 議案第20号 | 「平成29年度坂町下水道事業特別会計予算」    |
| 日程第25 | 議案第21号 | 「平成29年度坂町介護保険事業特別会計予算」   |
| 日程第26 | 議案第22号 | 「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(中村政愛君) 皆様、御起立ください。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(中村政愛君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。年度末を迎えまして、何かとお忙しい中をお元気で御出席いただきまして、まことにありがとうございます。28年度最後の定例会でございますけれども、本議会におきましては、予算等を含めていろいろな中で議論をすることが多いかと思っておりますけれども、協議の進行におきましては、ひとつ御協力をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時03分）

（再開 午前10時04分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成29年第2回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成29年度予算を初め、21件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会からの報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月17日金曜日、KKR広島において、平成28年度自治功労者等表彰並びに広島県町議会研修会が開催されました。

自治功労者表彰では、各町議会から9名の方々が表彰をされました。

また、第37回議会広報コンクールにおいては、広報誌部門で特選の表彰を受けました。

議会広報クリニックでは、議会広報サポーター、芳野政明氏による、住民に読まれ、議会活動が伝わる議会だよりの編集を踏まえての5町による議会広報誌のクリニックを受けました。

午後からの研修では、「揺れる世界と日本政治の明日」と題して、国際情勢や国内外の諸問題について、NHK解説副委員長、島田敏男氏の講演がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

瀧野総務厚生委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 総務厚生委員会から報告をいたします。

29年1月20日、総務厚生委員会において、保険健康課の所管事務調査を実施しました。

調査事項は、坂町国民健康保険データヘルス計画について、平成27年度から平成29年度の概要、また、第6期介護保険事業計画給付費の計画値及び実施額等について、2項目に対し説明を受け、質疑を行いました。

所感としましては、データヘルス計画は今期も目標及び実績を上げるため、日夜、努力をしているが、高齢者において、健常者の数値が低いため、特定健康診査受診率、特定保健指導利用率、対象者の医療機関受診率など、受診率、指導率が予定どおりの実施が上がりにくい面がありました。

また、重複受診、頻回受診においても、服薬が生活習慣になっている方が多いため、受診状況など確認し、対応を急ぎたいように思います。

介護保険事業計画では、坂町地域包括ケアシステム構想が今年度より稼働するようであるが、少子高齢化社会が続く現在、近隣市町村とも協力し、推し進める課題であると考えます。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

奥村産業文教委員長。

○6番（奥村富士雄議員） 産業文教委員会報告をいたします。

12月15日、7月に続き、第2回目として、町内4校PTA会長から各校の教育問題全般についての状況や課題を述べていただき、意見交換会を行いました。

1月20日、Sunstar Hallで利用状況、運営費の収支状況、昨年設置した太陽光発電の実績などの説明を受けました。利用状況も増えており、また、運営についても赤字に若干の改善があるものの、多額の赤字ということで、今後とも注視していく必要があると考えております。

2月3日、町道の循環線、中村17号線、中村3号線の荒神橋改良工事の現地調査を行い、進捗状況並びに延伸計画を調査いたしました。

県道については、1-1工区の保健センター付近を視察、現在、一部副道が完成し、供用開始しており、この区間はJR、国道をまたぐ陸橋が上がり始める場所で、いまだ一部地権者との契約ができておらず、工事完成の時期が未定とのことであるが、早期完成に向けてのさらなる取り組みの必要性を痛感いたしました。

以上で、産業文教委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会広報調査特別委員会報告を行います。

柚木議会広報調査特別委員長。

○7番（柚木 喬議員） 議会広報調査特別委員会から報告を行います。

12月定例会以降の編集活動でございますが、1月1日発行の議会だより編集のための委員会を8日間開催し、議会だより138号を発行いたしました。

また、今後の編集活動でございますが、3月定例会終了後、4月1日発行の議会だより139号編集に向けての委員会を7日間程度開催する予定といたしております。

次に、広報研修につきまして二点報告いたします。

まず、2月6日、広島県竹原市議会議会だより編集委員会の皆様が来町され、有意義な意見交換、広報研修をさせていただきました。

二点目に、2月17日には、KKRホテル広島で行われた広島県町議会議員研修会の中で、講師の広報編集コンサルタント、芳野政明氏より議会広報クリニックを受け、編集上の要点、課題を学びました。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席したので、報告します。

平成29年2月7日、午後1時より、KKRホテル広島において、全員協議会の後、開会されました。3件の検査、監査報告の後、11議案が提出され、広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合会長の欠員があり、小坂安芸太田町長、奥田世羅町長の2名が選任されました。吉田坂町長が任期満了に伴い、再任同意されました。

3議案の条例の一部改正と規約の変更があり、また、平成28年度後期高齢者医療

広域連合一般会計補正予算、後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算の減額補正と、平成29年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算11億2,100万円と、平成29年度後期高齢者医療広域連合特別会計予算4,002億4,600万円の8議案が賛成多数で可決されました。

なお、一般質問では、海田町の佐中議員より通告され、質疑、答弁の後、会を閉会しました。

資料は事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

平成28年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が平成29年2月7日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。

坂町からは、吉田町長、西谷産業建設課長、そして私、大田が出席いたしました。

初めに、平成29年度広島市水道事業会計予算の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金213万7千円、水源開発繰入金100万5千円、温井ダム建設負担金92万4千円、安全対策事業費18万5千円、下水道徴収業務受託収入1,071万5千円で、合計1,496万6千円であります。

次に、平成29年度坂地区水道施設整備計画について説明があり、坂町での配水管新設及び改良の7件につきまして説明があり、会議が終了いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局に資料を提出してございますので、参考に供してください。

以上で終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 監査委員報告。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏、並びに私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成28年12月分を12月20日、平成29年1月分を1月19日、平成29年2月分を2月20

日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第199条第2項に基づく定例監査を平成28年10月28日から11月30日まで実施し、平成28年4月1日から9月30日までの一般会計並びに各特別会計予算の執行状況について審査いたしました。

審査の結果につきましては、平成28年12月20日、町長及び議長に定例監査報告書を提出いたしました。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る1月27日、東京区政会館におきまして、広島県町村会、東京23区・特別区長会連携協定締結式が開催をされ、広島県町村会からは、私と三村熊野町長、高田大崎上島町長、特別区長会から、武井港区長、坂本板橋区長が出席をされました。

この協定は、特別区長会と広島県町村会が相互の立場を尊重しつつ多面的な連携、協力を推進し、地方創生の新時代に向けて東京23区と広島県内の町がともに発展、成長しながら、共存共栄を図っていくことを目的といたしております。

次に、町村会長会議について御報告をいたします。

去る2月6日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、平成29年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、平成29年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件につきまして、いずれも全会一致で承認をされました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、総務課付安芸地区衛生施設管理組合事務局長、中村邦宏君、会計管理者兼出納室長、吉原 修君、学校教育課係長、山本秀志君、生涯学習課係長、山下義武君、環境防災課係長、窪野 稔君が受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 2 副町長報告。

岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成28年第2回管理組合議会定例会が平成28年12月22日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は5件の案件が提出され、まず、監査委員の選任につきましては、府中町在住の中村武弘氏が全会一致で同意されました。

次に、専決処分の承認につきましては、人事院の給与勧告等に準拠して、職員の給与に関する条例の一部改正を行うもので、全会一致で承認されました。

このほか、平成27年度各会計歳入歳出決算認定、平成28年度一般会計補正予算及び広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり全会一致で認定、可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成29年第1回管理組合議会定例会が平成29年2月24日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は6件の案件が提出され、まず、管理者の選任につきましては、吉田町長が全会一致で選任されました。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業及び介護休暇制度について、国家公務員に準拠して所要の改正を行うものでございます。

平成29年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億4,093万8千円と定めるもので、対前年度比280万1千円の減額となっております。

平成29年度広域ごみ焼却場事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ17億3,718万8千円と定めるもので、対前年度比10億1,699万円の減で、主な減額の要因は、安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る工事請負費の減によるものでございます。

このほか、安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正及び組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてでございます。これらの議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、7番柚木 喬議員、8番三登信秀議員、9番瀧野純敏議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

日程第3 議案第2号「平成28年度坂町一般会計補正予算（第6号）」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「平成28年度坂町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正を行ったことにより、既定の予算総額に4億74万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億6,824万円といたすものでございます。

7ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、8ページの地方債補正は、事業の執行見込みに基づき限度額の追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず歳入で、13ページからの町税では、それぞれの収入見込みを試算計上いたしました。

14ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上いたし、15ページの地方交付税では、特別交付税を追加計上いたしました。

16ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入

見込みにより試算計上いたしました。

17ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みに基づき試算計上いたしました。

21ページの寄附金、教育費寄附金では、海外研修事業に係る指定寄附金500万円を追加計上いたしました。

22ページの町債では、地方創生拠点整備事業1億8,250万円を追加計上いたしました。

次に、歳出で、23ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金をそれぞれ追加計上いたしました。

28ページの民生費、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金3,615万円を計上いたしました。

34ページの土木費、都市計画総務費では、交流施設改修事業に係る費用を計上いたし、町有住宅管理費では、小屋浦地区雇用促進住宅改修費等3億6,500万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 34ページの町有住宅管理費なんですけど、これ、何問か質問あるんですが、まず確認します。改修時期と改修予定の部屋数をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 改修時期と改修する部屋数についてということなんですけれども、改修は、現在、入っておられる世帯が60世帯、残る空き室が60世帯ございます。こちらについての改修、リフォームを、来年度、設計に始まりまして、来年度末までに改修工事を終えようというふうに考えております。対象はその空き室60世帯ということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） これは、改修は一度に60世帯やるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） そうです。やはり、工事を空き室で60世帯まとまって発注したほうが安く効率的に施工ができることを見込んでおりまして、そういう形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） だったら、例えば、今、入居されている方が、この際だから、退去しようという世帯が何件か出ましたら、そのリフォームは、費用はどうお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 現在、入っておられる方が退去するか否かについては、設置管理条例に沿って、退去する前にできるだけ早く知らせていただくようにしておりますが、質問に対しては、いつやるかということなんですけれども、この地方創生総合戦略の重点施策として、子育て世帯を入れ込んでいく宿舎として、町有住宅として坂町は管理運営していこうとしております。したがって、その予算要求は何とか60世帯分のものだけが予算がついておりますので、その後に出てくるものにつきましては、補正予算を組むだとか、あるいは国の補助スキームがまた来年度あれば、できるだけ早いうちに国のほうに要求を出して、できるだけ早く対応してまいりたいというふうには思っております。

要は、域外から入ってくる60世帯分を早く施工をして、早く入っていただき、早く料金を入れ込んで運営してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 若者定住のリフォームと聞いていますが、若者の意見をどのような形で取り入れられますか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） まだ若者世帯の意見を具体に取り込んではありませんが、来年度、業務発注を行いますけれども、3カ月から4カ月間の中で設計業務を発注をいたしますが、その中で設計に反映させるように、間に合うような形で若者世帯のニーズでありますとか、そういった声をできるだけ反映したいとは思っておりますが、これも予算の関係もありますので、必要最低限の改修を見込んでいくということであ

りますが、雇用促進住宅が造られてもう何十年も経っております。間取り、天井の低さ、さまざまな点で、エレベーターがないなど、現在の若者世帯が本当に満足できるものかどうかいうと、なかなか難しいものがあるんですが、そのあたり、コスト等とのバランスを見ながら、できるだけ若い世帯が住みやすいような形に設計反映させていきたいというふうには思っております。

意見の収集については、来年度早々に、さまざまな意見を頂戴しながら進めたいと思います。

町内にいろんな任意のNPOの団体さん、ママさんなんか任意で集まっている方々もいらっしゃいますので、こういった方々の意見も参考にさせていただきながら、実際に子供を育てる母親の目線、女性の目線からどういった部屋が暮らしやすいんだらうとか、そういった貴重な意見も伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今、入居されている方の今後の対応をどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 現在、入居されておられます60世帯、とりわけ65歳以上の方が住んでおられる世帯で、なおかつ、高層に住んでおられる方、5階ですとか4階、3階に住んでおられて、意向を確認した上でですけれども、このたび、ちょうどいい機会なので引っ越ししたいというふうな意向があれば、低層の1階のほうに、階段の上りおりが大変なので、高齢者世帯に当たりますと、1階のほうに移りたいという意向がもしあるようであれば、そのような対応をしてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一つ、現在、住んでおられる方の中にも、小さい12歳未満の子供さんが世帯の中に入っておられる方もいらっしゃいます。そういった方につきましても、子育て世代のリフォームで改修したところに、若干、家賃だとかその辺の変化はありますが、ぜひ引っ越ししたいという希望がおありのようであれば、そのあたりも調整させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

少し補足して説明させていただきますと、ちょっと家賃の話をさせていただきますと、現在、雇用促進住宅に入っておられる方は、雇用促進機構の時代からの家賃でずっと入り続けております。基本的にこれは変えない方向で考えておりますけれども、改修したところにつきましては、周辺の民間アパートの賃貸額等々を参考にしながら、子育て世帯の年収から考えまして、おおむね5万円未満あたり、ちょっといろいろ検討をまだ行っている最中ではありますが、そのあたりの額で、若干、今よりも上がることにはなりますが、そういった条件も踏まえて、それでもやはり引っ越ししたいという意向がおりるようであれば、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時44分）

（再開 午前10時46分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 何度も済みません。要は、もとは機構のときに入った条件でそのままの方もいらっしゃるんですけど、子育てでリフォームしたところに移り住むということになりますと、条件は新たに子育て世帯の部屋に入られる方と入居条件は一緒になるということをお理解ください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 長年住み続けていらっしゃる高齢者が、1階に移りたいという希望がありましたら、その引っ越しの費用はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 現在、これも我が町の地方創生総合戦略の空き家対策で、引っ越しに要する補助メニューがありますけれども、その額と同等の条件が約10万円ということを見込んでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとまず一点、21ページにふるさと納税39万9千円あります。これ、今年度から3種類の青少年云々とか、ちょっと忘れたんですが、そこに振り分けながら、そのふるさと納税受け付けますよという斬新な制度で取り組んだわけですが、金額的には無難な金額が整理できたのかなと。

まず、ここでお聞きしたいのは、このふるさと納税、3種類でどういうふうな振り分け、結果的に、そういうふうになったかいうのをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 大島総務課長。

○総務課長（大島英司君） それでは、お答えいたします。

今、我が町では3種類の事業を皆さんに提示しております。青少年の健全育成支援、遊歩道の魅力向上、文化財の案内看板等の整備のそれぞれに目的を持ってやらせていただいております。

それで、今回、寄附の総額が1年間で40万506円入っております。そのうちの基金に積み立てるものにつきましては39万円をこのたびの補正で計上させていただいております。

それで、それぞれの内訳でございますが、青少年の健全育成支援につきましては、総額で寄附額24万円、遊歩道の魅力向上につきましては11万2千円、文化財の案内看板等の整備につきましては1万円、その他が3万8,506円という内訳になっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 了解しました。この件も、今、ふるさと納税、全国的に見ると、いろいろと制度そのものに弊害があるようなところもある。そうした中で、坂町も積極的に新しい対応をとするのはすごく評価できるもんだと個人的には思っております。こういう形で進めてもらえればいいんじゃないかなと思っております。

もう一点、質問いたします。

29ページ、ここの委託料で、人数増によるというのがなぎさ若竹と小屋浦みみょう、この委託料が増えております。前のページ、歳入のほうで、保護者の負担金792万円減額となっております。ということは、これ、どういうことかなと思って、ちょっと

ややこしいんかな、小っちゃい子が、下の子がとかいうような世界かな思いながら、そこでお聞きしたいのは、なぎさ若竹のほうが360万円、人数増が何人、小屋浦みみょう保育園が何人増加したのか、またその要因も含めてちょっと説明いただきたい。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、歳入の保護者負担金の減額なんですけれども、それに関しましては、平成28年度、国が実施いたしました低所得者の低所得層及びひとり親世帯の減額措置と、もう一点、多子世帯の軽減という形で、保護者負担金が減額になっております。その要因によって減額になっております。その不足分は国、県、町で3分の1ずつの負担という形で対応させていただいております。

次に、委託料なんですけれども、なぎさ若竹保育園の施設型給付が増えております。要因は、人数ではなく、ゼロ歳児が増えたことによるものです。当初は4人と考えておりましたが、最終的に7人になりました。

小屋浦保育園に関しましては、当初は全体人数39人を考えておりましたが、最後が50名の人数で終わっておりますので、その関係で増額となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 34ページの一番上段、交流施設についてのちょっと質問をさせていただきます。まず一点目が、都市計画費で計上されているわけですね、交流施設会費にかかる委託料900万円、それから工事請負費1,300万円の内容説明をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 最初に、委託料900万円、改修実施設計業務ということで、こちらの中身なんですけれども、現地を測量する費用と、それから耐震設計を行うこと、それから外構の設計、さらには改修の設計によるもの、これらを合わせまして900万円を見積もってございます。

それから、工事請負費の1,300万円なんですけれども、こちらにつきましては、補助対象、今回、国土交通省からついた額が2千万円ございます。この2千万円から900万円を引きまして、1,100万円の工事費を捻出することが可能です。まだあそこを改修する費用は、耐震設計の補強工事でありますとか、家屋の改修する工事費というのはもう少しかかりますので、2千万円のうち取りかかれるものだけを、この

1,300万円を使って施工するというを考えてございます。おおむねそういった内容ですけれども、これは民間の設計コンサルタントのほうに見積もり依頼をして、その額を妥当な額としまして計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと基本的に今回の投資について聞くんですが、空き家といえども個人の持ち物であるんですよね。それにかなりの多額の改修料をかけることで、ちょっと私もなかなかわからんのですけども、空き家対策の名のもとにやっていただくのですけども、いずれにしても、個人の持ち物に対して多額と思えるのですけども、この改修費をかけること、これはどうなんかな、この話はどちらがしかけたかどうかもちょっとお聞きするんですが、その辺の見解を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先般の全員協議会でも御説明をさせていただきましたとおりでありますけども、この2千万円というのは、町内の空き家対策の中に、これからも何らかの形で国の交付金を活用できないかということがまずスタートでありまして、そのスタートにつく折に、やはり2千万円以上のものでないとスタートができないという制度上のこともありました。そういう中で、今、横浜の空き家の持ち主からの熱い思いをこれまでも伺ってきた経緯もあります。そしてまた、地元の議員さん等からも、道路とか含めて横浜西地区の活性化をというようなことも何回も質問等も受けております。そういう中で、そういう熱い思いも聞いておりました。そしてまた2千万円というハードルもあります。これを越えるためには、地域の思いも受けとめながら、そのハードルを越えるためには、この物件が、持ち主からのそういう熱い思いを聞いておりますので、最適ではないかというようなことで、この物件に絞ったような現状でございます。

ただ、これは予定でありますので、これからいろいろな折衝もまだしていかなければならないこともあります。例えば、借家としてお借りするのに家賃が幾らかというのもまだ正式には決まっておられません。そこら辺のこともございますけども、今の段階では、そういう形で進めていく予定といたしております。

ただ、そういう中で、お互いに思いがすれ違った場合には、またほかの物件に対応ということも考えなければならないことになるんじゃないかというふうな思いで、今、

進めてきておるところであります。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今も借用するというふうなことがあったんですが、借用して、本来、こういうふうなものは、多分、借用して改修するんじゃないくて、あれだけの金をかけるんだから、購入して町民に開放するとかいうような発想というのは、何かそういうふうなことの見解はありますか。ちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） その話も先般の全員協議会で話をさせていただきましたけども、あくまでも町のやはり活性化、あるいは町の魅力発信というふうな施設として活用できればというふうなことで考えておまして、例えば町外から来られる方も休憩できるような施設としても活用できますし、あるいはまた、地域の方々から御要望があれば、そういうことに対しても、大きな建物でありますんで、そういう活用も可能になるろうかと思えます。

特に横浜地区は、今、横浜公園もございますし、それからウオーキングのコースも結構あるわけでありまして。町外からもかなりの方が来られておるようなことも承知しております。

また、あの場所は非常にロケーションがいいわけです。だからそういうことを考えながら、今から具体的に少しずつ、少しずつ、もしこれを活用するということが決定しましたら、詰めていきながら物事を進めていくというふうなことで考えておるわけでありまして。先般もそういう御説明はさせていただいたと思えます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） じゃあ今の当物件にかかわる他のことの可能性もあるよということの発言もございました。そういう意味で、用途が、いわゆる新聞によれば、例えば空き家を常設サロンにするとか、あるいは子ども食堂にするとか、何かいろいろとそういうふうな情報が、空き家をそのようにするというのが飛び交っているんですよ。そういうふうな情報をもとに、やっぱり空き家を活用するような形でお願いしたいと思えます。

あと最後に、あくまでも何か計画書というのが提示いうか、文面でなくて、とりあえず国の補助金を得るためのものだということで、議会で十分審議されてないような感じがあるんですね。だから、今回、補正で急ぐ理由というのは、ただ単に補助金をと

るための急ぎですか。ちょっとその辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当然、交付金のメニューに乗っかるということもあります。そういうことでもあります。要は、それをうまく活用して、横浜西地区の活性化、元気につながるような施策にそれを結びつけていきたいということでもあります。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今の問題に関連してなんですけども、私は横浜西地区が町内で一番空き家率が高いということからすると、やっぱりこの空き家を活用することによって、それを解消していくということが非常に大切なことじゃないかと思うんです。

それで、ここは観光交流施設とかいうて書くから、なかなかそういう面が理解しにくいんじゃないけども、やっぱり空き家の利活用ということをもう少し表に出しながら、例えばあそこを拠点にして横浜西地区の空き家をうまく活用していく中のネットワークをつくるとか、あるいは坂町内のネットワークをつくるとかいうことをしていったら、そこへ行けば空き家の情報も入るといような形も必要んじゃないかなということ、先日も聞いたら、何か坂地区に手づくりの靴をつくったりする若い人が空き家に引っ越してこられたといようなことがあるわけなんですけど、そういうようなことがわかる施設として紹介する施設なり、あるいはそういう芸術家の人たちを呼んでこれるようなネットワークをつくる拠点の施設として活用していただければということで、これから多分そういう面をいろいろ検討しながら実施設計に入られると思うんですが、実際には、いわゆるオープン時期といえますか、今年度の補正だけじゃなしに、来年度も予算組んでおられるようなんですが、大体いつごろをめどに完成を予定されとらんかいうのをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） まず、空き家の対策の実施計画というものを予算要求上整備しなくちゃいけないということがございまして、こちらについては、空き家特措法が制定されて、空き家対策協議会というものを、昨年度、立ち上げておりまして、その中で実施計画というものが議論されて、空き家の利活用について計画に位置づけをさせていただいて、それも続いて予算要求をして、2千万円が交付されたと、こういう流れでございまして。

この空き家の利活用についてなんですけれども、これは国土交通省のスキームですけど、ちょっと見づらいですが、何も珍しいことではありません。全国的にいろんなところでこういう民間の空き家を活用しながら、観光交流施設という言葉がこういうスキームにも載っているものですから、要は幅広にいろいろな宿泊施設的なものがありますとか、滞在型の体験施設でありますとか、いろんなものに地域活性化となるような、その地域に見合った活用策なんかを自由に設定できるというふうなスキームでございます。

これらについては、今後、奥村議員さんからも御指摘がありましたとおり、各地域の方々と一緒になってこれから考えていかないと、これだけの投資をするわけでございますので、10年、20年、30年と活用して、活性化率が上がらないと意味がございません。そのあたりが最も大事なことだというふうに思っております。

最後の質問についてですけれども、いつごろオープンなのかという部分ですけれども、これが、来年度、設計を行い、それから皆さんの意見を踏まえた設計を反映させて、それから工事を行っていく。それだけで恐らく耐震設計の工事が一部できるかどうかぐらいです。その1年間で同時進行ですけれども、指定管理者がいいのか、どういう運営をするノウハウを持った人を公募するなり、ここで頑張るぞ、何年もやっていくぞというふうな気概のある人、こういった人を公募をして、そのコンセプトが坂町が考えている地産地消でこの地域が活性化するもの、さらには情報発信する拠点施設としての機能も持ち合わせるもの、ただし、余りそこで幅を縮ませ過ぎると、せっかく手を挙げようとした若い人も手を挙げていただけなくなる可能性もあるので、そういったところを慎重にバランスを考えながら進めていく必要があるかと思っております。

いずれにしても、来年度、この1年間、じっくり腰を落ちつけてそこらあたりを詰めていく必要があるかと思っております。

もちろんそこでやるとなれば、近隣の方々の軋轢も出てくるかもしれません。大きな声を出したり、お客さんが来て、車の駐停車が何か御迷惑を地元の方々にかけないといけない、それから小学校の通学路でもありますので、子供を守らないといけない、いろんな問題があるので、そこらあたりを一緒になって議論しながら進めていく必要があるかというふうに考えております。

こういったことで、答えになっているかどうかあれですけれども、そのように、今、考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 27ページなのですが、障害福祉費の自立支援給付費が増えているんですが、これ、障害福祉サービスの利用者がニーズを上回っていたことからこのようなことになっているのではないかと思います。そこで、障害福祉サービスのどのサービスが特に増加していたのかというところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、人数が増えたことが大きな要因になっておりますが、特に、今、議員さんの御指摘のどのサービスかと言われますと、居宅介護と生活介護、短期入所、就労継続支援A型というのが主な増額の要因となっております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） ありがとうございます。ニーズが上回っていたというところで、今後、またニーズの把握について、何かまたこれまでとは違う把握の仕方とか、そういったことは考えておられるかどうか、おられれば、どういった方法でやられるのかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） こちらの給付費の扶助費に関しましては、本人の希望に沿って、うちのほうで本人さんが出されている計画と合わせて判断して支給するものでございます。そのため、本人が希望されれば支給するというのが前提であるため、人数の把握はしておりませんが、予定よりも人数が、今回、77名が82人に全体的にはふえているということで、障害に関しましては予想がつかない人数でございますので、その都度、対応をしていきたいと思っておりますので、把握自体は特にしようとは思っておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 4ページに、企画のほうなのですが、空き家改修支援事業が減額になっておると、多分、その上にある物件調査も、これ、空き家の問題じゃないか思うんですけども、実際に空き家を調査して、今、空き家の利活用とか、さっきの話の中で改修とかいろいろ町としても動きはかかっておられると思うんですが、こういう一つの空き家利活用で多額な補助金を使って施設をつくるというのものもあるん

ですが、こういう改修支援事業とかが逆に減額になっておるといところ、件数とかそういったところがわかれば説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

空き家の利活用につきましては、昨年5月から取り組んでおりますけども、現在のところ、35件の空き家の改修につながっております。これは町の動きによって空き家バンクを通じて改修された件数と、また、空き家バンクを通じない、町がこのように動き始めることによって、自主的に空き家の対策、個人さんがされたようなケースも含んだ数字でございます。

この減額につきましては、当初、始めたときに、どのような数字があるかいうのが見えないような状況で予算を補正、これは、実は6月、たしか去年の補正で、国の補助メニューがございまして、そういった採択できないかということで、申請額を物件調査とか等を含んで予算計上をされておったんですけども、その案件につきましては、先駆性がないということで採択されないような状況もあった関係で、このような減額にはなっておりますけども、空き家の利活用につきましては、今の空き家バンクを使っては、今年度、10件の目標いうことを掲げておりましたけども、それもクリアした状態で、今年度、残りわずかになりましたけども、1件でも多く空き家改修に向けて今現在も取り組んでおるようなところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 35ページの消防費でございますが、この減額の要因をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

これは広島市消防局への委託料の決算見込みが出たものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 28ページの国民健康保険事業特別会計繰出金ですが、これは療養給付費交付金、前期高齢者交付金など減額となる見込みで計上されていると思いますが、これ、なぜ交付金が減額となったのか、要因を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

療養給付費交付金等につきましては、平成28年度の実績見込み額に基づき決定されているものでございます。国保の保険給付費につきましては、平成28年度減額となっております。これに伴い減額となったことが一つの要因でございます。

また、前期高齢者交付金につきましては、当初予算を計上いたしますときに、計上方法を誤っておりましたことも、一点、要因としているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 前期高齢者交付金を申請するときに誤りがあった、その是正措置などはもうされてますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 前期高齢者交付金につきましては、申請時、誤っていたのではなく、当初予算を計上いたしますときにこちらのほうが誤っておりました。平成28年度の申請につきましては正しいもので申請をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 34ページの津波災害の一時避難場所の実施設計、たしか予算では2千万円じゃったろう思うんですけども、1,183万7千円いうたらかなりの減額になっとるんですけども、これはどういうことなんでしょうか。一時避難場所の実施設計じゃね。予算じゃ2千万円上がったと思うんです。1,400万円いうたら非常に安く上がったるんかな思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） お答えいたします。

こういった実施設計を、広場を山を切り開いて設計をするという内容で、広島県が設定しております設計業務の標準的な歩掛かりというものがありまして、それから積算を行って、予定価格というものを決めます。それを指名業者で入札契約手続を行うんですけども、中にはかなりいわゆる低入札で札を入れてくる業者さんもいらっしゃいます。今回はその業者さんがかなり低い値段でやれるというふうに手を挙げられましたので、競争入札の原理に沿って、最も安い価格で札を入れた受注業者さんを決

定をさせていただきます。

ただし、決まるときに、この額でできるんだねという調査はさせていただいた上で、最終的な契約を結ばせていただいた結果でございます。

コンサルタント業務については、今年度から最低制限価格というものを予定価格の60%で設定をさせていただきます。これは、こういった入札が出たものですから、今年度、安かろう、悪かろうと、やっぱり品質の高い成果を求めていく必要がありますので、悪い可能性も蓋然性があるかなというような気もする中で、最低制限価格を設定をし、やはり、じゃあ標準歩掛かりは何だったのかということになってまいりますので、そのあたりをほかの市町さんと同じような形で最低制限価格を設定をさせていただいて、余りに低い価格で札を入れることは不可能な入札契約手続にしておるということでございます。今回はその前の段階での低い価格での受注額であったと。

ただ、受注後、設計を行う中で、私もかかわって、マンツーマンで業者さんと品質の高い成果を出していただくよう入念な業務打ち合わせをしながら、質の高い成果をおさめていただけるというふうな形で業務を進めていくことを申し添えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今、聞いたら、2千万円に対して3割ぐらいで、実施設計ということで、今年度、実施設計なんで、もうそろそろできるころじゃないか思うんですが、またできたころに契約変更とかいうような形でちょこちょこ坂町の場合はあるようなのでございますが、そういうことはないんでございますよね。その設計ができるのはいつかということも含めて、絶対そういう追加でいうことがないということを確認していただきたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 契約時の履行期限が3月末でございますので、きちんとそれは成果を3月末に提出していただくことで、完成検査も含めてそういうスケジュールで進んでおります。

先ほども申し上げましたが、業務を進める打ち合わせに私もできる限り参加しておりますので、そのあたりはきちんとしたものが出てくる予定となっております。

追加というのは、そこから追加というのはなかなかあり得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとページがあいとるんで、ここでもう一点だけ交流施設の件で確認させていただきます。

交流施設2,200万円、プラス700万円ぐらい出そうなど、年度が変わってというような話を確認しました。この交流施設、横浜西に、今、計画しようとしておるわけですが、私、個人的に見ても、横浜中央、横浜東、ずらっと見たところ、空き家というのはほとんど町道沿いにはなさそうなし、あれだけの立派なあれがあるからおもしろいかなとは思っております、あそこで投資してやられる。もちろん購入というのは難しいんかの、いろいろあって思うところです。

その中で、全協でも話がありましたが、せっかくあっこへ入って、町のほうが借用するということで、無番地の問題があるというのは町のほうも御存じのとおりでございます。無番地に対して、横浜地区の全体の多くの方は、時々、やはりどうしてあっこは固定資産税払わんでもええんかねいうようなあれで、税の公平な徴収ができるような環境をつくるということで、あそこを町のほうにも一緒に解決してほしいなど。

町長にお聞きしたいんですが、要は、これから地主さん、戸主会、議会、議会は有志になるか全体になるかわからんですが、それと町と4者で知恵を絞りながら、あそこもちゃんと税が徴収できるような環境に持っていく。多分、大変なことだろう。難しいから、途中でまた頓挫するかもわからんですが、そのスタートの、今回、いいきっかけになるかなと思っておるんで、その辺を、町長、もう一遍、考え方をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、この関係が、当初、直接町がかかわっていない案件でありますので、これについては私がコメントをあれこれ申し上げることは非常に難しいわけではありますが、そういう中で、民民の関係がありますので、いろいろと町のほうに要請なり相談があった場合には、町として何ができるかということをしっかり検討しながら、できることは、当然、これは町民、あるいは地域がよくなることでありますので、その役割は可能な限り果たしていきたいというふうな思いは持っております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと一点、31ページをお願いします。

31ページの予防接種の乳幼児等というのは、これは、今回、初めてですか。ちょっといろいろとあろうかと思うんですが、予防接種の対象が、この内容をちょっと説明してください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

乳幼児の予防接種は、これは既に平成28年、平成27年度以前もございました。内容といたしましては、二種混合予防接種とか子供のヒブの予防接種とか、そういった内容の予防接種の委託料を計上いたしておるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第2号「平成28年度坂町一般会計補正予算（第6号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時半とさせていただきます。

（休憩 午前11時20分）

(再開 午前11時30分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第4 議案第3号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第3号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から1億5,638万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億4,943万4千円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金320万9千円の増額、国庫補助金285万9千円の増額、療養給付費交付金3,407万6千円の減額、10ページの前期高齢者交付金1億2,945万1千円の減額、県支出金、県負担金5万6千円の減額、県補助金1,206万5千円の増額、11ページの共同事業交付金4,708万6千円の減額は、保険給付費見込額及び特定健診の実績見込額から試算計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金3,615万円の増額は、歳入の見込みに基づき計上いたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの保険給付費、療養諸費5,408万2千円の減額、高額療養費439万5千円の減額、13ページの出産育児諸費210万円の減額、後期高齢者支援金等1,678万5千円の減額、前期高齢者納付金等9万1千円の減額、介護納付金787万8千円の減額、14ページの共同事業拠出金3,797万5千円の減額、15ページの保健事業費61万5千円の減額、特定健康診査等事業費133万2千円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上いたしました。

基金積立金3,113万3千円の減額は、歳入の見込みに基づき計上いたしました。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員）9ページと10ページにもらってある療養給付費交付金のほうが減額されとる。これは全市町村なのか、坂町だけなのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらのほうは、坂町の給付実績を見込んで計上をしておるものでございます。全市町それぞれに違っておるということで御理解ください。お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと10ページの前期高齢者交付金なんですが、多分、人数による見込みを試算されたんだろうと思うんですが、多分、時期とか予算設定したタイミングいうのも絡むんでしょうけど、今の状況からだったら、予算を設定する段階で、ある程度、1億2,900万円、ちょっと大きいから、見込みできんかったんかないう気はするんですが、その辺はどうですか。予算設定時に、一応、ここまで大きく補正せんでもいいように試算できなかったのか、その辺の要因をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらの前期高齢者交付金につきましては、先ほど一般会計のほうでも御質問をいただきました。当初の予算を計上いたしますときに、計上の誤り、計算の誤りをしておりました。ただし、平成27年度のものにつきましても、6億4,400万円程度の歳入がこちらではございました。それに基づいて、実はこの平成28年度の当初予算6億4,500万円余を計上いたしております。今回、この計算の計上誤りがわかりまして、支払基金等もしっかりと確認をいたしまして、今後、歳出につきましては誤りのないように対応をいたしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 15ページの糖尿病の予防指導業務の中で委託料と負担金というのがありますよね。委託料は減額になって負担金が増えとるということで、節の移動なんかどうかいうのがようわからんのですけども、そこら辺の増減いうのの説

明をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらの糖尿病の指導業務につきましては、坂町においては、平成26年度より実施をいたしておりました。このたび、平成28年6月に広島県が県医師会の糖尿病の対策推進会議、呉、広島県と3者が連携協定を締結をいたしまして、一括で委託業務を請け負うことになりました。それが国保連合会でございます。これまで個々にやっておりましたそういった指導業務、委託料で行っておりましたものを、この28年6月から国民健康保険連合会への負担金ということで支払うことになったためでございます。

金額が減っておりますのは、実績に基づきまして減っております。

対象者につきましては、38名の対象者がございまして、1名の指導を行っております。その負担金が、このたび上がっております161万5千円でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 13ページの後期高齢者支援金が減額になってますね。これは何が原因か聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 後期高齢者支援金につきましては、75歳以上の方に対する納付金でございます。こちらもちょうど給付実績のほうが減額となっておりますので、支払基金からの支出の確定により計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第3号「平成28年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第4号「平成28年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成28年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額から2,253万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億462万6千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの国庫補助金、事業費国庫補助金530万円の減額は、公共下水道整備費の確定により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金1,043万6千円の減額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

町債、事業債680万円の減額は、下水道事業の確定により計上いたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、総務管理費、一般管理費、負担金補助及び交付金1,346万1千円の減額は、太田川流域下水道維持管理費等の確定により計上いたしました。

公課費の77万7千円の増額は、消費税が確定したことにより計上いたしました。

下水道事業費、公共下水道整備費、委託料1,051万6千円の減額は、管渠長寿命化計画策定業務の確定により計上しました。

流域下水道整備費、負担金補助及び交付金 90 万 7 千円の増額は、太田川流域下水道整備事業の確定により計上いたしました。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第 4 号「平成 28 年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 6 議案第 5 号「平成 28 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 5 号「平成 28 年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から 5,944 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 12 億 1,365 万 8 千円といたすものでございます。



それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金1,325万4千円の減額、国庫補助金370万7千円の減額、支払基金交付金2,135万5千円の減額、県支出金、県負担金1,153万4千円の減額、10ページの一般会計繰入金959万5千円の減額は、保険給付費などの実績見込みに基づき法定割合により試算計上いたしました。

次に、歳出につきまして、11ページの保険給付費、介護サービス等諸費5,850万円の減額、12ページの介護予防サービス等諸費1,600万円の減額、高額医療合算介護サービス等費22万円の増額、13ページの特定入所者介護サービス費200万円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上いたしました。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金1,682万5千円は、実績見込額に基づき剰余金を計上いたしました。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号「平成28年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第6号「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「平成28年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から169万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,288万7千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料75万7千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金93万9千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金169万6千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第6号「平成28年度坂町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第7号「長橋架設（下部工）工事請負契約の変更について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「長橋架設（下部工）工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本事業につきましては、宮川興業株式会社と9,820万円で契約を締結をし、平成27年度議案第40号で議決をいただいたところでございますが、工事の施工に当たり、各種数量等の変更が生じたので、契約金額を4,146万5,520円増額し、1億4,028万5,520円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 長橋架設（下部工）工事請負契約の変更の概要について御説明をいたします。

本工事は、平成27年度8月議会臨時会において請負契約の議決をいただき、中電社宅側の橋台及び河川中央部の橋脚を2カ年にわたり施工し、本年度末に完成する予定でございます。

変更の概要でございますが、橋脚設置に伴う河川内の既設ボックスカルバートに使用していた鉄筋の影響による工法変更及び橋台を支える杭が地中内のコンクリート改良体による高止まりに伴う再打ち込みをしたことでの変更で、いずれも工事費につきましては、工事内容や数量の確定した段階で議会の承認を得ることとしておりました。

最初の橋脚につきましては、平成28年3月議会定例会の補正予算について御説明させていただいたとおり、中央部の橋脚設置に伴う河川内の既設排水施設のボックス

カルバートの撤去等に伴う施工費用約1,400万円の増額と、重機の作業場となる仮設構台等に係る費用約1,100万円の増加となりました。

これに伴い、矢板や杭の設置が容易になり、約1,160万円の減額となりました。

また、工事の振動に伴う家屋への影響調査3件の費用約130万円が増額となりました。

次に、橋台につきましては、平成28年6月の議会全員協議会で報告しました中電社宅側の橋台を支える杭がセメント系改良体により高止まりしました。このくい引き抜き、再打ち込みに係る費用約2千万円が増額となりました。

また、これらの対応に時間を要し、工期が約1年延伸したことで、矢板等仮設材の損料約480万円及び大型土のうの再設置と撤去に伴う費用約200万円が増額し、合計4,146万5,520円の変更が生じたことから、契約金額が1億4,028万5,520円となりました。

今後の当初発注については、議会から御指摘いただきました事前の調査等を行いながら、当初発注時における設計内容の変更ができる限り最小限となるよう、引き続き、心がけてまいりたいと考えております。

以上で、長橋架設（下部工）工事請負契約の変更の概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） どうしてもこうやってずんずん増えてくるんじゃけど、何で今度の強固なもの、これ、一番最初的时候には道路も広うせえいうたら、せん。どうしていうたら、もうこれぐらいで町道として使うんだからいうんだったでしょ。それがいつの間にか、何遍もこうやって、僕がどのときでも言うように、いつでも追加、追加、それは先ほども言わなかったけど、例の今度つくる町の借入金にしてもそのとおり。やった次から次から追加金が出るようになりゃ、そのときは私は言わなかったけど、だけど、これもやはり本当にもう一遍言うけど、これ以上、もう出んのかね。それだけ聞かせてよ。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回、発注しました金額につきましては、これをもっ

て、当初の橋台、橋脚の部分につきましては清算契約ということでございます。これ以上の変更は今回はございません。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） それと、これの工期なんですけど、どんどんどんどん僕もあの辺の近隣の方からしょっちゅう怒られるんですけど、要するに、少々のことだったら、短縮はできるんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 工期の短縮でございますが、言われますように、通行止め等規制をかけておる中での工事でございます。早期完成を目指してということではあるんですが、一応、河川内の工事、濁水期の工事ということで、工事につきましては、一応、6月15日から10月16日の間は工事ができない、これ以外の工事ということでございますので、やはりその中で今回のような特殊な杭、基礎等、これらをする中で、繰り越しというような形でなりました。

また、今回につきましては、当初の分につきましては、本来であれば6月15日に完了する予定でございましたが、先ほど説明しましたように、当初、8月に発注かけ実施、11月から工事をする中で、ボックスカルバートの工法変更、また、4月の段階で杭が高止まりしたことによりまして、これらの技術的な内容変更等を検討する中で、6月15日までに工事が終わらなかったということで、繰り越しをしての今回の工事となりました。

これら、確かに当初の設計の中でなるべくそういう構造、地下埋設等の分につきましては、より精度を上げた調査をしながら、こういったことがないよう、以後、気をつけてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） もう一つだけ聞かせてください。

今、気象状況もこれだけ天気予報にしても当たる時代に、それから、下部工事のときは確かにしよがなかった。でも、今度は下部工事が、基本工事が済んで上部になれば、少々雨のときでも、大雨なら別ですよ、それから台風時期いうても、台風が来るか来んかもわかってないこと、そうでしょ。梅雨にしてもそのとおり。空梅雨かもわからん。そのときに、あいた場合は、なるべくそれを有効に使って、早目に前倒しできんか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今、追加というか、第2期工事として宮崎側の橋台及び上部工を設置するように進めております。橋台につきましても、河川内の規制をかけておる中で早目に仕上げ、また、上の上部工の設置でございますが、やはりこれも河川内の規制がかかります。これらを整理しながら、早目に施工するようには考えておりますが、やはり、今回、6月までには終わらすようには努力をしていきたいと思っておりますが、この現場状況を見ながら、また報告をさせていただきながら進めたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、瀧野議員も言われたんで、同じようなあれになるんですが、ただ、これだけお金のほうも追加になったり、工期が延びるといような感じで、いつできるんかの、この3月じゃの思ってまた話もしたりしたことがあったんですが、またこんな状況になる。しっかりちょっと要因みたいな、事前の調査云々言われてましたけど、再発防止が本当に次にしっかりできるようなものを作ってもらいたいんじゃないけど、どこが本当に弱かったんか、まずかったんか。要は、業者のほうの絡みもあるんじゃないと思うんですが、しっかりその辺を見極めて、今回のこれは長過ぎる。どうかいの、こうなってしもたらどうなつとるんかのいうぐらい、我々から見てもおくれとるから、だから再発防止、こういった橋にあまり経験がなかったいうのもあるんかもわからんし、いろいろな要因を全部上げて、とにかく、今度、二度とこんなんがないように、こういった再発防止をするんですよいうのを議会のほうに報告してもらいたいんだけどね、これだけ遅ければ。どうですか。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） このたびの長橋の工事に伴いまして、このように工種にわたる変更、またそれに伴って工程、工期が延びて、それに伴って損料も増額になっていくと。本当に悪循環といいましょうか、中議員さんがおっしゃられるとおり、再発防止に向けてどのようにやっていくのかということをお我々が真剣に考えていく必要があるかと思っております。

やはり、全てこの工事に至って、私、個人的に思うのは、設計の成果がやはりあまり十分な実施詳細設計が上がってきてなかったことに尽きるのかなというふうに考えざるを得ないところがあるかと思っております。

さらには、やはり基礎自治体はどこもそうなんですけれども、坂町におきましても、経験豊富な技術者の職員が少のうございます。受注業者から何か変化があった場合には、協議が上がってきます、こういう場合、どうしましょうかと。それが発注担当課のほうに上がってきて、その協議を受けてどのようにやるのが最も妥当なのかというふうな検討を進めるわけですけれども、このあたりにおいても、やはり経験というのが影響してまいります。このぐらいのクラスの大きな工事が坂町において毎年のようにあれば別ですけれども、10年ぐらい、そんなにはないような工事が、今回、あったというふうに思わざるを得ない中で、もう一つ、言わせていただきたいのが、また河川内の工事で、砂防指定がかかっている2級河川ですけれども、これが6月15日から10月15日まで河川内の工事ができないという制約のある箇所での工事であったということも大きな要因。したがって、杭が高止まりをして、この機械では入りませんよというふうな事情が発生したときに、じゃあ対応する工法がいろいろある中から最も妥当な工法を選んできて、さらにその重機が九州にある重機なのか、東北にある重機なのか、持ってこれるのかどうなのか、そういうふうな調整もかなり時間がどうしてもかかってくるものでありますし、そこは経済的に、コスト的に、会計検査院に対して、あるいは町議会に対して答弁できる内容のものなのかどうなのか、そういったところでどうしても経験に裏打ちされた検討を行う必要が生じてまいります。これは国、私は国で経験をしておりますけれども、こういった事象が発生するケースというのは結構まれではあります。そういった中で、再発防止というのが、決定版というのはちょっと思い浮かばないんですけれども、まずやっぱり設計の段階から十分な吟味を行っていく必要があるのかなというふうに個人的には思っております。

そういった中で、再発防止に至りましては、設計の段階で、ここはよく石がごろごろ出てくるところだか、高止まりしたところだとか、そういう経験をずっとデータベース化で積み重ねていって、また似たような総頭川でこういう橋の補強工事みたいなものがあれば、そういったものに忘れないように、職員が変わっても、やめても、そういったデータを残して設計時点では反映させていくようなことに留意しながら進めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

ちょっと回答になってないかもしれませんが、再発防止に向けて最大限努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第7号「長橋架設（下部工）工事請負契約の変更について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後1時より再開をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0時07分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第8号「財産の取得について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

この議案は、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著な小屋浦地区において、坂町

まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標の一つである小屋浦地区の定住促進を図るため、平成32年度までに廃止予定の雇用促進住宅小屋浦宿舎を活用し、子育て世代が入居できる町有住宅を設置することを目的として、雇用促進住宅小屋浦宿舎を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用独立支援機構から1億1,644万8,808円で取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 正式な契約はいつになるのかと、取得をしても、10年間はそのままの状況で使用すると聞きましたが、もう一度、条件の確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） お答え申し上げます。

正式の契約というのは、本日の議会における議決を経て、この結果を踏まえて機構のほうにその議決書を送付します。その送付を受けた機構から、その金額、今回の1億1,644万8,808円についての請求書が坂町のほうに送付されます。それを受けて、3月末日までに入金をする運びとなっております。

正式移行については、3月31日をもって、4月1日から坂町の町有住宅として移行するという運びで物事を進めさせていただこうというふうにしております。本日の議決がまず一番重要でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） もう一点。

○技監（藤原博明君） 機構との譲渡に係る協議の中で、条件につきましては、公的住宅として10年間というものがありますので、10年間以上は坂町の町有住宅として運営をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、それ以降について、何年やるのかということにつきましては、古い施設でありますので、大規模な修繕がかかるだとか、維持管理費等がかかってくると、いつまで維持するのが、本来、望ましいのかというものは、その時点の入居者の状況だとか、社会経済情勢のほうを鑑みながら決定していくことになるかと思っております。まずは10年以上というのが条件です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） これは建物だけを10年間そのまま使用する。敷地はどう
なんでしょう。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） ほうじゃあ、敷地も建物が10年間ある以上は、10年間はそ
の目的のために敷地も活用していかなければならないわけでありまして、そういうこ
とでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） その10年というのが、要は、例えばエレベーターして、こ
ういうのも規制に入るとるんか、その辺が聞きたかったんですよ。要は、内装ぐらい
ならつついてもええとか、外にぼんと張り出してエレベーターつけるとか、そういう
のは10年はやっちゃいかんよというような条件がついとったんかどうかを聞きたか
った。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういう条件については、とりわけないというふうに思ってお
りますが、ただ町といたしましては、現状のままでいくということを前提として進め
ておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第8号「財産の取得について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10「平成29年度町長施政方針」を議題にします。

平成29年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成29年度の坂町政を推進するにあたりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

近年、特に各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されています。

こうした中、我が国の経済は、雇用・所得環境が引き続き改善をし、緩やかな回復傾向を続けていますが、個人消費や金融市場の動向など、懸念材料があることから、地方の景気は横ばいの状況とされており。

また、今日の地方公共団体においては、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、厳しい財政状況下においても質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供する必要があります。

このような状況のもと、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中で単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った自主自立の行財政運営と不断の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計画的に進めてまいります。

平成27年4月から法律の一部改正により、教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定等、教育委員会制度の改革に引き続き対応するとともに、命を尊重し、子供に寄り添った教育を進めてまいります。

また、行政の公助に頼るだけでなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって

物事に取り組む共助が、今後、ますます重要であると考えております。

本町はこれまでに単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加をしたものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築することが重要であると考えております。

このためには、安全・安心なまちづくり、住環境づくりが不可欠であり、災害など有事の際、緊急車両の迅速かつ円滑な通行や火災の延焼防止機能も備える県道坂小屋浦線の道路整備や横浜地区の越波防止、高潮対策などの海岸整備、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を引き続き推進をしてまいります。

本町の発展に欠かせないこれらの整備を着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金、交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

また、本年度は「地方創生」を前進させる年です。昨年2月に策定をした地方版総合戦略である「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念として、均衡ある地域の発展のための事業を推進することとしています。

重点施策として、本町の中で人口減少が顕著な小屋浦地区において、旧雇用促進住宅を改修をし、子育て世代の定住施策を進めるとともに、本町最大の観光資源であるベイサイドビーチ坂の年間を通じたにぎわい創出を図るための施策を進めてまいります。

また、全国的に問題となっている空き家対策につきましては、昨年5月に空き家活用支援窓口を設置をし、空き家改修等支援事業を開始するとともに、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨するため、三世代同居・近居住宅支援事業、引越支援事業も開始をし、いずれも大きな成果を上げております。

今年度はこれらの取り組みをさらに進め、住んでみたい町、住み続けたい町となるように、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、30年先も50年先も坂町

が坂町であり続けるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

平成31年度を目標年次とした坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げていますが、終盤を迎える平成29年度は、これまでの取り組みの検証を踏まえて事業を推進してまいります。

計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の諸事業を展開してまいります。

- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口を増やす
 - 「3世代同居、近居の推奨」
 - 「空き家利活用の推進」
 - 「旧雇用促進住宅の活用の推進」
- ・交通ネットワークを形成する
 - 「県道坂小屋浦線の整備」
 - 「都市再生整備計画事業の推進」
 - 「環状線道路事業の推進」
 - 「町内循環バス事業の推進」
 - 「都市防災総合推進事業の実施」
- ・都市の根幹的施設としての
 - 「公共下水道水洗化率の向上」
 - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
 - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
 - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
 - 「都市防災総合推進事業（津波災害時一時避難場所）の実施」
 - 「海岸保全施設整備事業の推進」
 - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
 - 「土砂災害危険区域等の指定の推進」

- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
「第2次健康さか21の推進」
「第2次（後期）健康さか21の策定」
「健康づくりの推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
「第6期介護保険事業計画の推進」
「第7期介護保険事業計画の策定」
「地域包括ケアシステムの構築」
- ・障害の有無によりわけ隔てることなく地域で生活するために
「共存社会の実現」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
「子ども・子育て支援事業の実施」
- ・乳幼児保育の充実のための
「地域に根差した保育の推進」
- ・地域づくり人づくりの核となる
「魅力ある図書館サービスの充実」
「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
- ・伝統文化に触れる機会を拡充し郷土愛の醸成を図るための
「六角御輿の修繕・展示」
- ・国際化、グローバル化に対応した
「小・中学校英語教育の充実」
「国際交流推進事業の実施」
- ・観光・レクリエーションの振興と交流人口増加のための
「ベイサイドビーチ坂のにぎわい創出」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じ得るより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

1、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を活かしながら人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進をいたします。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、昨年策定した坂町空家等対策計画に基づき、平成27年度に調査をした空き家のうち適切な管理がなされていないと思われる空き家16件を特定空家等と認定をし、所有者に対し助言・指導を行いました。本年度も、引き続き、適切な管理がなされていない空き家に対して助言・指導を行い、地域住民が安全・安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

また、空き家の利活用につきましては、昨年5月に空き家活用支援窓口を設置し、空き家バンクを開設するとともに、空き家改修等支援事業を開始をしました。空き家を活用して地域を元気にするために、引き続き、取り組んでまいります。

さらに、横浜地区にある空き家を本町の魅力を発信する交流施設等として利活用する予定としており、本年度は実施設計・整備工事を行い、空き家の解消のみならず、地域の活性化を図ります。

また、小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であることから、昨年度買い取った雇用促進住宅小屋浦宿舍の空き部屋を子育て世代が入居できるように改修するとともに、地区内の空き家も活用しながら、人口増に向け取り組んでまいります。

道路関係につきましては、本町では、近年、大型商業施設やマンション建設、企業進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしています。このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけてまいりました。

しかしながら、広島県道路が平成32年度に償還期間が満了し、無料化の予定であり、平成22年度実施の「広島県道路無料化社会実験」での国道31号の渋滞緩和実績を踏まえ、現在、歩行者の通行上の安全を確保するため、暫定的に海側の歩道拡幅

計画を国土交通省に進めていただいております。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、坂みみょう保育園付近の約230メートルと保健センター付近の副道の約100メートルが完成をし、荒神橋付近までも広島県に工事を進めていただいております。

また、荒神橋付近から上条地区の向井田橋付近までの2工区におきましても、広島県が測量に着手をし、今後、本格的に事業を進める上で大きな前進となりました。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、JR呉線や国道31号をオーバーする高架橋を含む工区全体の早期完成を目指し、広島県とともに事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成28年度から実施中の第3期都市再生整備計画事業や第1期都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保と、あわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強・改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保してまいります。

町内道路の一方通行など人に優しい道づくりにつきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施いたしており、本年度は県道坂小屋浦線の整備に伴い中央公園の改修工事を実施いたします。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手し、平成16年度には、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。しかしなが

ら、事業開始当初に埋設した汚水管渠は20年以上が経過しており、管渠の老朽化等により、今後、予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、昨年度、汚水管渠の長寿命化計画を策定をいたしました。

本年度はこの長寿命化計画をもとに実施計画、工事等について検討を行うとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進をしてまいります。

2、安心で人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進をいたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者を初め交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしており、多くの町民の方々にご利用いただいております。

本年度は、財政負担の軽減と将来的な循環バスの継続運行につなげるため、平成27年度に策定した坂町地域公共交通網形成計画に基づき、小型車両を導入し、交通空白地域であった上条地区まで路線を延伸するとともに、小屋浦路線を直通便のみとする等の見直しを行い、坂・北新地線、横浜・北新地線、小屋浦・北新地線の3路線で試行運行を行います。

なお、試行運行期間中には、町民、利用者等から意見をお聞きをし、本格運行に向けた運行経路や運行時間、さらに改善すべき点などの検討を行ってまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約したリサイクルセンター坂を拠点として、町民・事業者の御協力を

いただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例に基づき啓発に努めているところですが、今後も引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化熔融炉を備えた広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、可燃ごみを適正かつ効率的に処理をいたしております。

安芸クリーンセンターの経年劣化に対する長寿命化につきましては、安芸地区衛生施設管理組合において、既存施設の性能を維持しつつ長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡3町からの長寿命化による存続要望、そして財政負担の軽減やより一層の地球温暖化対策等からも長寿命化が望ましいとの判断から、国の支援制度を活用した長寿命化の取り組みを推進をいたしております。

本町といたしましても、この主旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携して既存施設の長寿命化に取り組んでおります。

長寿命化に係る工事期間につきましては、平成27年度から稼働しながらの改修を行っており、本年度には完成する予定としております。

環境問題につきましては、地球温暖化防止・二酸化炭素の排出削減を推進するため、マイバッグを活用していただき、引き続き、レジ袋の削減に努めてまいります。

また、町内に設置をしている外灯につきましては、LED照明への取りかえを進めてまいります。

今後とも、将来の世代に良好な環境を継承するため、平成26年度に策定をいたしました環境基本計画に基づき、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力が強化されました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自

主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

いつ発生するかわからない災害から生命・身体を守るためには、「公助」だけでなく、「自助」・「共助」のもと、地域が支え合い、助け合う体制づくりが大変重要であることから、引き続き、地域の防災力を高めるため地域防災リーダー養成講座を継続して実施をし、自主防災組織の活性化につなげてまいります。

平成26年度に完成をしたSunstar Hallは、災害時には一度に1,500人が避難できる坂町中心部の災害避難場所として、南海トラフ巨大地震等、大規模災害に備え、備蓄倉庫や自家発電設備の設置、さらに平成28年度には太陽光発電及び蓄電池を設置するなど、坂町の防災拠点施設として位置づけております。

横浜地区における津波災害時一時避難場所の整備につきましては、昨年度行った実施設計をもとに、本年度は関係者の御理解と御協力を得ながら事業用地の取得を行い、災害時における避難者の一時避難場所の確保に努めてまいります。

また、本年度は、平成23年度から継続して実施をしております「大雨土砂災害」、
「地震・津波災害」の避難訓練を実施いたします。

この避難訓練では、災害時での避難場所の確認や避難経路を地域の方々とともに検証するなど、全町民を対象に、より安全で適切な避難方法を確立することを目的に実施するもので、今後も継続して実施をいたします。

また、大規模災害発生時における役場機能の早期回復、非常時優先業務の早期着手を図ることを目的として、坂町業務継続計画を、昨年度、策定いたしました。

これからも本町の実情に即した防災対応訓練を実施するとともに、役場の非常用電源を増強するなど、災害発生時には役場の機能をいち早く回復させ、町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支えあう仕組みを地域の皆様とともに築いてまいります。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き広島県に要望してまいり

ます。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県においてより事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、現在、工事用道路の整備を進めております。今後も本体工事の早期着工に向け、広島県に要望してまいります。

また、土砂災害防止法の改正を受け、広島県が平成31年度までに急傾斜地の崩壊、土石流等について小学校区単位で土砂災害警戒区域の指定の手続を進めており、平成28年度の坂小学校区の指定に続き、平成29年度以降、横浜小学校区及び小屋浦小学校区の手続を進めてまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策につきましては、横浜東1丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸のかさ上げ及び離岸堤が平成27年度までに完成をしており、残る護岸110メートルの早期完成に向け、広島県や国に強く要望してまいります。

防犯対策につきましては、現在、実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、平成23年度には坂町暴力団排除条例を制定いたしており、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている広島県警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、高度情報化や少子高齢化の進展等により消費者を取り巻く環境も大きく変化し、消費者問題も複雑・多様化し、手口も巧妙化しています。

このような状況の中、消費生活相談窓口を設置し、消費生活に関する相談を受け、情報提供や問題解決のための助言やあっせんを行っており、今後も町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図るため、継続して消費者行政に係る相談体制及び啓発

活動の維持・強化に取り組んでまいります。

3、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送れることが重要です。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進をしてまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画・食育推進計画である第2次健康さか21の点検・評価並びに事業の見直しを行い、第2次（後期）健康さか21の策定につなげるとともに、引き続き、保健センターを拠点として、健康教育・健康相談・訪問指導を行ってまいります。

健康には適度な運動が必要であるため、本町ではより多くの方にウォーキングに取り組んでいただけるよう、運動教室の開催とあわせ65歳到達者への万歩計配布など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指し、これまで不妊治療や不育治療を受けられる方への治療費助成を町独自に実施してまいりましたが、昨年度からさらなる助成として、不妊検査費用の助成及び男性の不妊治療の助成を追加するとともに、不妊治療の自己負担額に対する助成額を、初回の治療に限り上限額を15万円から30万円に増額させるなど出産環境を整備をいたしました。

引き続き、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを中心として家庭訪問の強化や育児相談、母親学級の開催など、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第6期介護保険事業計画を推進し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けていただけるよう、地域の中で見守りや支え合いのできる仕組みづくり、認知症カフェ等の通いの場の立ち上げ、坂町歌を取り入れた健康体操やいきいき百歳体操の普及啓発を行ってまいります。

また、本年度は、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行と、疾病を抱えても自宅の住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を継続できるように、在宅医療・介護連携を実施してまいります。

さらに、認知症の対策として、認知症の人やその家族に早期にかかわる初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置を行い、早期診断・早期対応に向けた

支援体制を整備するなど、本町の实情に合った地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、平成30年度からの第7期介護保険事業計画を策定をいたします。

障害者福祉につきましては、昨年度施行の障害者差別解消法及び発達障害者支援法の改正により、相互に人格と個性を尊重しながら共存する社会の実現と、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。

坂町においても、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、家庭や住みなれた地域の中でともに生活ができるよう、関係機関のネットワークによる地域の支援体制の整備や、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレント・トレーニング事業」による個別支援体制の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、あわせて学校、保育所、保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯にとって身近な自然と直接触れながら遊べる環境を充実させ、魅力あるまちづくりを進めることで次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

平成27年度から全ての保育園が民間の運営となりましたが、今後も保護者に信頼される地域に根差した保育園づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

4、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子ども一人ひとりが社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように生きる力を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子供たちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化・凶悪化が進むとともに、いまだにいじめが根絶されず、憂

慮すべき状況が進行しております。

このような中で、新しい時代を切りひらいていく子供たちが、夢や目標を持って将来へ向けて羽ばたける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています。

このため、学校においては、子供たち一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするため志を立て、そのために強い精神力をもって努力し、将来、自立した社会人として活躍できるような人づくりのため、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進をまいります。

とりわけ徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本のよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道德心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかわる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら行政施策の推進を図ってまいります。

国際化、グローバル化がますます進展する中、子供たちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては初歩的な外国語活動を実施し、中学校との円滑な移行を図り、中学校においては外国語指導助手などを引き続き配置をいたします。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的な学びを促す教育活動を推進してまいります。

本年度は児童生徒の健康面に配慮し、クールシェアの場として各学校の特別教室などにエアコンを整備をいたします。

既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、今後も施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るための定期的な避難訓練の実施や町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、危機管理意識の向上を目指した防災教育を充実させてまいります。

また、環境教育については、知識の習得や理解にとどまらず、みずから行動できる人材を育むことが大切であり、継続的、発展的に学習に取り組んでまいります。

さらに、学校体制の充実強化を図り、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」、また、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことができる教育を推進してまいります。

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

Sunstar Hallは災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、長期間の避難生活にも対応できるよう、太陽光発電システムの整備が完了いたしました。今後は町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点としても積極的な活用を図ってまいります。

放課後子どもプラン等につきましては、子供たちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供たちを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、さらなる充実に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き、資料の充実に努めてまいります。

また、子供の読書活動については、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、昨年度改定をいたしました「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供しながら、各時期に合った読書活動を推進してまいります。

また、図書館利用者のニーズに応じたサービスを充実するため、本年1月から開館日を変更し、祝日も図書館を御利用いただけることといたしました。今後も、町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民

になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

とりわけ子供たちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践をし、高校生・大学生、ひいては社会人となっても活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えており、本年度は「ふるさと納税」による寄附を財源として、スポーツ少年団活動の支援に取り組むこととしております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることにつきまして、指導者及び関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

郷土愛の醸成につきましては、八幡山八幡神社から神社が所蔵している六角御輿の寄贈及び展示保存の陳情を受けていることから、修復及び展示方法や、この六角御輿を使った催しの検討を進め、今後、本町の歴史や文化に触れる機会を拡充させることにより、郷土への誇りや愛着といった郷土愛の醸成に取り組んでまいります。

さらに、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行いたしました坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座や、町内に在住する外国人との交流講座などを通じ他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

また、平成20年度から実施をしている中学生を対象とした海外研修に加え、ロサンゼルスに在住する坂町出身者の団体「南加坂郷友会」との交流が末永く継続していくために、本年度は新たな交流の取り組みを進めてまいります。

5、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

一方、本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、加えてイノシシによる農作物の被害など、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられ、第二の人生として農業に興味のある方を

含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続き、イノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などへの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

また、町木である梅の推奨とともに、本町の特色を生かし多くの人に愛される特産品を町民とともに開発し、特産品を初め地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、整備後20年が経過し、老朽化した現在の浮き消波堤では、漁業基地内の波に対する静穏度が確保されず危険なため、安全に操業ができるよう一文字防波堤への改修を広島県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も、広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

広島県が整備した全区間1,200メートルの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々の触れ合いの場として町内外から多数の方々の利用をいただいております。引き続き、ビーチでの各種イベントを支援してまいります。

また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口の増加を図るため、ワークショップで提案をされたさまざまなアイデア等の中から、ベイサイドビーチ坂のにぎわい空間形成を目指した取り組みを進めるとともに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き、広島県等の関係機関へ働きかけてまいります。

6、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自立性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援をしながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

今後も、安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の情報を広報誌とホームページで発信しておりますが、広報誌はあらゆる世代にとって本町に関する重要な情報源として利用されており、引き続き、わかりやすい誌面づくりに取り組んでまいります。

ホームページにつきましては、急速に普及するスマートフォン等に対応するとともに、利用者が見やすく、わかりやすく、目的の情報にたどりつけるホームページとするために、昨年度、リニューアルをいたしました。

また、新たに町の魅力発信、定住促進、紹介動画のページを新設し、交流・定住人口の増加に向けた発信と、さらにフェイスブック等のSNSの運用を開始し、本町の魅力の発信を強化いたしました。

今後も、町民の方に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

平成29年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様を初め各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた政策を着実に推進してまいります。議会の皆様を初め、町民の皆さまの深い御理解と御協力を賜りますようよ

ろしくお願いを申し上げます。

以上で、施政方針を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成29年度町長施政方針を終わります。

日程第11「平成29年度教育行政方針」を議題にします。

平成29年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「平成29年度教育行政方針」を述べさせていただきます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等にのっとり、教育行政を推進してまいります。

また、総合教育会議の趣旨を踏まえ、町長部局と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿などを共有し、連携した体制のもと、効果的な教育行政に取り組みます。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人ひとりが、大切な何かをなし遂げようとするために志を立て、強い精神力をもって努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努めます。

また、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

将来的には、学校の創意工夫のもと、児童生徒の多様で質の高い学びを引き出すため、学ぶべき内容などの全体像をわかりやすく見渡せる「学びの地図」を学校と家庭・地域社会とが共有し、幅広く活用していくことが必要となります。

生涯学習では、子供から大人まで町民一人ひとりがみずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民相互のきずなや交流、連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めます。

そのために、地域での活動を町民みずからが主体的に参画、展開できるよう支援し、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的な生涯学習の推進に引き続き努めます。

また、学校教育、生涯学習を通じて命を尊重し、家族愛、郷土愛を育み、人と人とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が一体となって、道徳心の高揚に努めます。

〈学校教育〉

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童・生徒が夢や希望を育み、未来に向けてみずからの人生を切りひらいていくことのできる力を身につける教育に努めます。

とりわけ、挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる「節度」については、これらを児童・生徒の「学びの礎」と捉え、全ての教育活動を通して育成してまいります。

特に、幼児教育とのつながりを視野に入れた小・中連携教育を推進し、義務教育を見通した教育内容の充実に取り組み、保育園での実習体験を通して自分の成長を振り返り、命の尊さや支え合いながら生きていくことを啓発し、家族愛の醸成を図ります。

また、地域住民・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動など豊かな体験を通じて児童生徒の内面に根差した道徳性を育み、そのことによりお互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造する児童生徒の育成を図ります。

小学校では社会科副読本「私たちの坂町」を活用し、美しい坂町の自然を大切に育てる心を育みます。

そして、中学校では総合的な学習の時間などを通じて、自分が坂町にとって大切な存在であることを体験することにより、郷土愛をさらに深めてまいります。

～確かな学力の向上を図ります～

全国学力・学習状況調査などの結果によると、各学校ともに、知識及び活用に関する学力は定着しています。今後は、児童生徒の学力の状況や課題等を明確に把握・検証し、その改善を図ります。

そのため、平成27年度から学力向上を柱とした「『礼節』部会」「授業改善部会」「家庭学習部会」の3部会による小中連携を目指した取り組みを進めています。

今後は、これからの社会を生き抜くために必要となる力、すなわち知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せる資質・能力の育成を目指し、指導方法の改善を進め、「主体的な学び」を創造してまいります。

児童生徒の意欲を高め、学習習慣を確立するために、テレビ視聴やゲームをする時間の見直しを進め、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図ります。

また、基礎・基本が定着していない児童生徒に対しては、一人ひとりの学力に応じ

た個人指導や学力補充を行うなど、児童生徒の能力を最大限に引き出す個に応じたきめ細かな指導を展開します。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な力です。

この「ことばの力」が習得できるよう、教育活動全体で「ことばの教育」を展開してまいります。

各教科などにおいては、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科などの狙いである思考力・判断力・表現力の育成を効果的に図ります。

また、読書の習慣化を図るとともに、児童生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を充実します。このため、図書館司書による読書意欲を高める工夫や読書活動を推進することも司書の育成を図るとともに、児童生徒向けの図書の計画的な整備を進めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校やいじめ問題を初め、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、子供に寄り添った教育を進め、小・中学校間や保護者との連携を密にし、家庭教育支援の視点を大切にした生徒指導体制の確立やスクールカウンセラーの活用、関係機関等と連携したケース会議の実施により教育相談体制の充実を図ります。

また、児童生徒が決められたルールを守る中で、みずから判断して行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかかけがない存在であること、互いに尊重し共感的に理解し合う人間関係に留意した授業づくりを進めるとともに、子供や保護者の立場に立ち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童生徒に対する理解を深め、生徒指導上の諸課題の未然防止に努めます。

とりわけいじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応により問題の悪化を防止して、解決に結びつけるための取り組みを推進してまいります。

～体験活動を推進します～

集団宿泊学習など豊かな体験活動を通して、児童生徒の人間性や社会性を育てる教

育を推進します。特に、小学校においては、自立心や主体性、コミュニケーション能力などの育成を図る3泊4日の体験活動や「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわり、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童生徒の体力・運動能力の状況については、調査の結果によると、改善の傾向が顕著に見られ、種目を焦点化した取り組みの成果が見えます。

今後も、各学校の調査結果を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業を初め、学校教育活動全体で工夫改善を進め、児童生徒の体力づくりを計画的に推進してまいります。

～食育を推進します～

「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものです。そのため、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用を初め、地域が一体となって食育が進められるよう努めます。

また、食物アレルギーの児童生徒に対しては、対応食を提供するとともに、事故を防ぐための教職員研修などを実施します。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、複雑化、多様化する学校の課題に対して、学校組織として崇高な使命感を持って取り組みます。

教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～国際化、グローバル化に対応した教育を推進します～

坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域やさまざまな国について学ぶことを通じて文化や考え方の多様性を理解し、多くの人々と協働して新たな価値へつなげていく力を育成します。

国旗・国歌を尊重する精神を育成し、そのことが国際的礼儀につながることを理解させ、お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承・発展させる意欲を持った児童生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を培うため、学習指導要領の改訂を見据え、小学校1・2年生は挨拶、自己紹介など初歩的な外国語活動になれ親しむ学習を、3・4年生は聞いたり話したりすることを中心としたコミュニケーション能力の素地を養う学習を、5・6年生では小学校学習指導要領に示されている外国語活動を中学校外国語科の指導とも連携させ、読んだり書いたりする活動を担任と外国語指導助手などで、引き続き、実施してまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、小学校で養われたコミュニケーション能力の基礎を、対話的な言語活動や簡単な情報交換ができるように高めるため、引き続き、外国語指導助手などを活用した授業を実施してまいります。

～特別支援教育を充実します～

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服できるよう、多様な人々が利用可能なユニバーサルデザインに配慮した教育環境の充実とともに、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童生徒の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関との連携を積極的に進めるとともに研修の充実にも努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～キャリア教育を推進します～

将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせるため、教育の充実が求められています。

このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子供の勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実に努めます。

小学校では社会見学や職業体験施設の活用により、さまざまな体験を通してみずからの役割や働くこと、夢を持つことの大切さに気づかせ、興味、関心を持たせます。

中学校においては5日間の職場体験学習を実施し、働くことへの関心・意欲をさらに高めるとともに、自立意識や目的意識を培います。

～環境教育を推進します～

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが大切です。児童生徒が環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会・理科・技術家庭科などの教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間において環境問題についての学習を展開してまいります。

～情報化に対応した教育を推進します～

情報化が急速に進展し、身の回りのものに情報技術が活用され、今後、私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考えられます。このため、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの「情報活用能力」を、児童生徒の発達段階に応じた教育を進め、児童にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。

特に、児童生徒にとって情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導が重要であるため、情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育てることに努めます。

また、各学校に整備した情報機器を各教科などの指導手段として有効活用し、学習効果を高めます。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年、不審者による事件・事故などが発生し、本来、児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所であるべき学校が、必ずしもそうとは言えない状況となっています。

このため、各学校では危機管理マニュアルを活用し、事件・事故の未然防止に努めてまいります。

学校施設の改修整備については、引き続き、施設の適切な点検及び避難場所として

の維持管理に努めます。本年度は各学校の特別教室などにエアコンを設置し、平常時は児童生徒の教育活動におけるクールシェアの場として、緊急時は地域住民の健康面や安全・安心を支える場として有効活用してまいります。

また、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、児童生徒や教職員の危機管理意識を高めることができるよう、町・学校が実施する避難訓練や発達段階に応じた防災教育に取り組みます。

さらに、緊急時一斉メール配信システムの活用により、気象に関する警報発令時や自然災害発生時などの児童生徒の安全確保にも努めてまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、家庭・地域の連携と協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページにより積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や地域行事への積極的な参加など、児童生徒と地域住民の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民から理解と協力を得るよう努めてまいります。

このほか、広島教育の日に合わせて実施する「学校へ行こう」週間期間中に礼節習慣を設け、「礼節」を基本とした教育を地域とともに実践し、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度、新たな人事評価制度等を活用し、校長を中心として教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

教育内容や指導方法については、課題に対応した研修の実施、学校の教育計画及び実践に係る指導助言、学習効果の評価などの強化を図り、専門性や技能を発揮し、自分の授業に誇りを持った教職員の育成に努め、学校教育の充実を図ります。

〈生涯学習〉

～学習機会の提供に努めます～

町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。

特に、子供たちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を発揮しながら連

携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子の触れ合いを大切にした授業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を十分に行いつつ、子供たちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者を初めとする幅広い世代の方々が、その経験を地域社会で発揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、一生にわたって学び続け、常に自分自身を育てていくことが大切です。

また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。

このような状況のもとで、多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

Sunstar Hallは、備蓄倉庫やマンホールトイレを備えるなど、坂地区における町民の安全確保を図る防災拠点です。さらに、平成28年度から、非常災害における長期間の避難生活にも対応できるよう、太陽光発電システムを整備いたしました。

また、各種スポーツの公式競技会を開催できるアリーナは、通常時には町内外の方々のスポーツ交流及び体力向上の場として利用し、文化振興としては、舞台のイベントなどを自主事業として実施します。この施設が町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の新しい交流拠点として活用されよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めます。

～図書館の読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実などのために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の充実と読書の普及に努めてまいります。

子供の読書活動については、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、平成28年度に改定いたしました「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から小

学生までの読み聞かせによって本に触れる機会を増やすなど、各時期に合った読書活動を行ってまいります。

特に乳幼児期に本に親しませることや読むことを通じ、「自ら学び、考え、判断し、表現できる子供」の育成を目指し、家庭・学校・地域の連携により、積極的に子ども読書活動を推進します。

近年、各年齢を問わず活字離れが増え、読書への興味が薄れてきている状況にあり、学習・調査研究の支援の充実や、音声・拡大読書機の設置、本年1月から実施した図書館の祝日の開館など、利用者のニーズに応じた図書館サービスに努めます。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸し出し・返却が可能です。これらのサービスの周知に努め、貸し出しの利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動ができるよう自主グループの育成・支援を進めます。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で心豊かな日常生活を送り、スポーツに親しむことができるよう、各年齢層に応じた各種事業を推進し、さらなる普及活動を展開します。

特に、子供の体力増進のため、家庭・学校・地域が連携して積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウォーキング大会などを開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心が触れ合う社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示して子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全・安心に活動できるよう、地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」のさらなる充実を努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域のボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

また、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」は、定員数や職員の資格の基準を定め、生活環境の向上に努めるとともに、放課後子ども教室と連携を図り、安全で健やかな生活の場を提供することにより、児童の健全育成と子育て支援の充実を努めます。

～芸術・文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。

そこで、芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、町民センターを初め、横浜ふれあいセンター、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層活発に推進されるように努めます。

また、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供及び発表の場や参加する機会の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実を努めます。

また、町が八幡山八幡神社所蔵の六角神輿について、寄贈及び展示保存の陳情を受けていることから、修復及び展示方法や、この六角神輿を使った催しの検討を進め、本町の歴史や文化に触れる機会の拡充に取り組んでまいります。

～町史の普及・活用に取り組めます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された4編の町史と編さん事業に伴い収集した資料を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、歴史や文化に対する関心意欲を高めるとともに、先人が築いた歴史・文化を次世代に継承するため、坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。

また、町内の史跡に案内板を設置し、町民誰もが歴史や文化を知り触れることで、一層の郷土理解、郷土愛の醸成に努めます。

～国際交流の推進に努めます～

青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を目指すとともに、ロサンゼルスに在住する坂町出身者の団体「南加坂郷友会」との交流を末永く継続していくための取り組みを行います。

また、幼少期から英語になれ親しむための英語講座や、幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣などについて理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に、厳しい財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待に応えるため、より一層の努力を傾注して、坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御支援をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、「平成29年度教育行政方針」を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす、3月7日、午前10時といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（中村政愛君） 皆様、御起立ください。

（起立）

○議会事務局長（中村政愛君） 互礼。

（延会 午後2時38分）